

# 〇〇〇中心市街地活性化協議会規約例

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「〇〇市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を◇◇県〇〇市△△番地に置く。

(目的)

第3条 協議会は、.....  
.....を目的とする。

(公告の方法)

第4条 協議会の公告は、〇〇市の広報への掲載の他、協議会のホームページに掲載することによりこれを行う。ただし、必要があると認めるときは、〇〇新聞掲載等によりこれを行うものとする。

(活動)

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること
  - ア 〇〇市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
  - イ 〇〇市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
  - ウ 〇〇市中心市街地の活性化に関する会員相互の意見及び情報交換
  - エ 〇〇市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
  - オ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
  - カ 協議会の会員及び地域向けの情報発信（会報の発行、ホームページ開設、メールマガジン配信）
  - キ その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施
- (2) 中心市街地の活性化に係る事業に関すること。
  - ア 市街地整備改善事業に関すること。
  - イ 都市福利施設整備事業に関すること。
  - ウ まちなか居住促進事業に関すること。
  - エ 商業活性化事業に関すること。
  - オ .....
  - カ .....
- (3) その他中心市街地の活性化に関すること。
  - ア .....
  - イ .....

## 第2章 会員

(会員の種類)

第6条 協議会の会員は、次のものにより構成される。

- (1) 正会員
  - ア (法第15条第1項又は第4項の規定に該当するもの)
  - イ (法第15条第7項の規定に該当するもの)
  - ウ その他〇〇市内において中心市街地の活性化に関する活動・事業を行う者で、協議会の目的に賛同したもの
- (2) 賛助会員
  - ア 協議会の目的に賛同して入会した者で正会員以外のもの

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書により会長に申し込み、運営委員会の承認を得なければならない。

(会費)

第8条 会員は、本規定において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

2 会員の年会費は、〇,〇〇〇円とし、毎年度当初に徴収する。

3 賛助会員の年会費は、団体〇,〇〇〇円、個人〇,〇〇〇円を1口とし、毎年度当初に徴収する。

(退会)

第9条 会員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、協議会を退会したものとみなす。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

(1) 会費を1年以上納入しないとき。

(2) 協議会の名誉をき損し、又は協議会の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

2 前項第2号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第11条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

### 第3章 役員

(役員)

第12条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 運営委員 20名以内

(4) 会計監事 1名

2 役員は、総会において正会員の中から選任する。

3 会長は、副会長、会計監事は運営委員の中から選出し、総会において選任する。

4 役員の任期は〇年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第13条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。また、協議会の会計を監査する。

3 運営委員は、運営委員会を構成し、協議会の運営のための活動を行う。

4 会計監事は、協議会の会計に関する事務を行う。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長1人その他必要な職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

### 第4章 会議

(総会)

第15条 総会は、年1回以上開催し、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員を選出その他運営委員会が必要と認める事項を審議する。

- 2 総会は、正会員をもって構成する。
- 3 総会は、正会員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 4 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会)

- 第16条 運営委員会は、適宜開催し、活動方針と活動計画を策定するとともに、毎年度の活動報告について審議する。
- 2 運営委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。
  - 3 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
  - 4 運営委員会の議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 5 協議会の目的を実行するため、運営委員会にワーキンググループを設置することができる。
    - (1) ワーキンググループは、毎年度の活動計画に沿って実行する。
    - (2) ワーキンググループは、毎年度の活動状況を運営委員会に報告する。
  - 6 協議会の運営について助言を得るため、運営委員会に専門家等の顧問を置くことができる。

## 第5章 会計

(会計年度)

- 第17条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入・支出)

- 第18条 協議会の収入は、会費、寄附金及び事業収入による。
- 2 協議会の支出は、通信費、事務費、会議費その他運営に要する経費とする。

## 第6章 解散

(解散)

- 第19条 総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

## 附則

- 1 この規約は、平成〇年〇月〇日から施行する。
- 2 協議会設立時の役員の任期は、平成〇年〇月〇日までとする。
- 3 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、運営委員会の承認を得て、別に定める。